

		※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区 分	管 理 番 号	申告区分
法 人 名		法人番号					
		事 業 年 度	令和 令和		年 年	月 月	日から 日まで

所 得 金 額 に 関 す る 計 算 書 (第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第4号)

所 得 金 額 の 計 算								非 課 税 所 得 の 区 分 計 算			
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))		①	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉔	人
加 算	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②						外国の事業に帰属する所得	期 末 の 総 従 業 者 数	㉕	
	損金の額に算入した分配時調整外国税相当額	③							外 国 か ら 生 ず る 事 業 所 得 (㉔+㉕)×㉖/㉗	㉖	円
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④							鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	㉘	
	損金の額に算入した外国法人税の額	⑤						備 考	生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	㉙	
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑥							鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	㉚	
	小 計	⑦							鉱 物 の 掘 採 事 業 の 所 得 ㉖×㉚/㉙	㉛	
	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑧									
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑨									
	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑩									
	特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額	⑪									
	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑫									
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑬									
	小 計	⑭									
仮 計 ①+⑦-⑭		⑮									
外 国 の 事 業 に 帰 属 す る 所 得		⑯									
再 仮 計 ⑮-⑯		⑰									
非課税等所得	林 業 に 係 る 所 得	⑱									
	鉱 物 の 掘 採 事 業 に 係 る 所 得	⑲									
	社 会 保 険 等 に 係 る 医 療 の 所 得	⑳									
	農 事 組 合 法 人 の 農 業 に 係 る 所 得	㉑									
	小 計	㉒									
所得金額差引計 ⑰-㉒		㉓									
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額		㉔									
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		㉕									
所得金額再差引計 ㉓-㉔-㉕		㉖									
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額		㉗									
農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額		㉘									
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額		㉙									
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額		㉚									
再投資等準備金積立額の損金算入額		㉛									
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額		㉜									
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額		㉝									
特許権等の譲渡等による所得の特別控除額		㉞									
合 計 ㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛+㉜-㉝-㉞		㉟									

B[illegible]

第6号様式別表5記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の2第1項第3号若しくは第4号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第2項若しくは第62条の5第2項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第59条の3第1項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第66条の13、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項若しくは第68条の3の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の3第1項、第66条の13、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項、第68条の65第1項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第18条の3第1項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 4

「	第1号 ・ 法第72条の2第1項 第3号 に掲げる事業 ・ 第4号	」	となっている箇所については、事
---	---	---	-----------------

業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 5 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限る。)にあってはそれぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業と同項第3号又は第4号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号イに掲げる法人に限る。)にあっては同項第1号に掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第3号又は第4号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第3号イに掲げる法人に限る。)にあってはそれぞれの事業に係る単年度損益の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 6 「所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))①」の欄は、法人税法第64条の8の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書(別表4付表)の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
- 7 「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。
- 8 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあっては、「繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額㉑」及び「債務免除

等があった場合の欠損金額等の当期控除額^⑨」の各欄は記載しないこと。なお、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人のうち地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第8条第2項の規定により事業税額から控除しようとするものについては、この限りではない。

9 外国の事務所又は事業所(政令第20条の2の21第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。)を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人(法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。)が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数^⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「期末の総従業者数^⑪」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

10 「外国の事業に帰属する所得」又は「非課税等所得」のある法人にあっては、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付すること。